

会計年度任用教育職員(非常勤教育職員)の種類と勤務条件(任用期間等)

令和8(2026)年度版

職名	○非常勤講師 ○非常勤養護助教諭 ○非常勤学校栄養職員									
申込資格	※学校教育法第9条の欠格事項に該当しない方 ※地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方									
	○非常勤講師 ○非常勤養護助教諭		希望する校種・職種に応じた免許状を所有又は取得見込(教科指導等に係る代替業務等) (非常勤養護助教諭希望で、看護師免許・保健師免許のみ所有している方は御相談ください。)							
	○非常勤学校栄養職員		栄養士免許状を所有又は取得見込み							
種類	初任研 指導	初任研 後補充	新採養護 指導・後補充	新採栄養 指導・後補充	免外解消	学校支援 (スマイル)	主幹代替	傷休補充	育休取得 促進	安定的 学校支援体制
任用 期間	4月1日～3月31日 ※初任者が傷病等で不在となった場合、勤務がなくなることがある。				4月1日～ 3月31日	4月1日～ 3月31日	4月1日～ 3月31日	状況により 期間は異なる	状況により 期間は異なる	状況により 期間は異なる
職務 内容	・初任者に対し教科指導、児童・生徒指導等、教員の全般的な職務内容について指導を行う。主に授業、その他校長から委嘱された業務を行う。	・初任者が栃木県総合教育センター等における校外研修のために学校を離れる際に勤務し、初任者の担当する授業等を代わりに行う。	・養護教諭の全般的な職務内容について指導を行う。 ・新規採用養護教諭が栃木県総合教育センター等における校外研修のために学校を離れる際に、新規採用養護教諭の担当する業務等を代わりに行う。	・学校栄養職員の全般的な職務内容について指導を行う。 ・新規採用学校栄養職員が栃木県総合教育センター等における校外研修のために学校を離れる際に、新規採用学校栄養職員の担当する業務等を代わりに行う。	・中学校において教科指導(美術)を行う。	・小学校低学年学級のTTによる学習指導及び適応指導補助を行う。 ・特別支援学級のTTによる指導を行う。 ・特別支援学級を含む学級のTTによる指導を行う。 ・資料作成等教員業務の補助も含む。	・主幹教諭業務担当教員の担当教科の授業を10時間程度行う。 ・その他、主幹教諭業務担当教員の業務を15時間程度代替する。	・傷病休暇を取得した教員の代替教員(常勤)が配置されるまでの期間、当該教員の担当する各教科の授業を代わりに行う。 ・傷病休暇取得養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員の業務を代替する。	①育児休業を取得した教員等が担当する各教科指導等の業務を代替する。 ②校務全般の補助を行う。	①育児短時間勤務制度を利用する教員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び、欠員、休職、産休中の教員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員が担当する教科指導または業務を代替する。 ②校務全般の補助を行う。
勤務 時間	・1日7時間45分、週2日、年35週、年間542時間30分の範囲内。	・1日7時間45分、年11日の範囲内、年間85時間15分の範囲内。	・指導は1日4時間、年15日の範囲内、後補充は1日7時間45分、年14日の範囲内で、合わせて年間168時間30分の範囲内。	・指導は1日4時間、年15日の範囲内、後補充は1日7時間45分、年10日の範囲内で、合わせて年間137時間30分の範囲内。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日4～5時間、週19時間、月24日の範囲内。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日5～6時間、週29時間、年42週、年間1,218時間の範囲内。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日5時間、週25時間、年42週、年間1,050時間の範囲内。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日3～6時間、週16時間、月24日の範囲内。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日3～6時間、原則週16時間、月24日の範囲内。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日3～6時間、原則週16時間、月24日の範囲内。
	・長期休業中の勤務なし。									
給与・ 報酬	・時給2,950円	・時給2,950円	・時給2,950円	・時給2,950円	・時給2,950円	・時給1,500円	・時給1,950円	・時給2,950円	①時給2,950円 ②時給1,500円	①時給2,950円 ②時給1,500円
	・当方規程により通勤手当が支給される。(1か月以上の任期の場合)									
休暇 ※表1、2 参照	・6か月以上の任期の場合、年次有給休暇及び夏季休暇が付与される。		・年次有給休暇及び夏季休暇は付与されない。			・6か月以上の任期の場合、年次有給休暇及び夏季休暇が付与される。 ・週当たりの勤務日数及び継続勤務年数により付与日数が決まる。				
社会 保険	・加入しない。					・医療保険は公立学校共済組合短期、年金は厚生年金保険に加入する。 (※任用期間が2か月以下の場合には加入しない。) ・本人負担分を給与から控除する。 ・年度をまたいで継続任用となる場合は、社会保険も継続となる。			・加入しない。	
雇用 保険	・加入しない。					・加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。			・加入しない。	
その他	・公務上又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険制度(労働者災害)の適用となる。 ・次の場合は、任用期間中であっても退職となる場合がある。 ※心身の故障等により職務の遂行に支障がある場合 ※教育公務員としてふさわしくない行為をした場合									

(表1) 年次有給休暇

週当たりの勤務日数	年当たりの勤務日数	継続勤務年数						
		1年目 (6か月以上)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
5日	217以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169～216	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

・6か月以上の任期の場合(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に、上記の表のとおり付与される。

・週当たりの勤務日数または年当たりの勤務日数、継続勤務年数により付与日数が決まる。

・年次有給休暇は次年度に繰り越すことができる。

(表2) 夏季休暇

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
夏季休暇の日数	6日	6日	5日	4日	3日

・6か月以上の任期または継続勤務の場合(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に、上記の表のとおり付与される。

・週当たりの勤務日数または年当たりの勤務日数、継続勤務年数により付与日数が決まる。